

横浜市立大学教学 IR 実施体制に関する内規

制 定 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 本内規は、「横浜市立大学における教育の内部質保証に関する方針第 3 条第 8 項」に基づき、教学 IR 活動の適正かつ円滑な実施体制を定める。

(定義)

第 2 条 本内規における教学 IR とは、教育・学生支援・入試・キャリア支援等に係る諸データを体系的に収集・蓄積・分析し、その結果を教学マネジメント及び内部質保証に活用して教育の質の継続的改善につなげる活動をいう。

2 教学 IR の基本的な考え方及びデータ取扱の基本は、別に定める「教学 IR に関する基本方針」による。

(体制)

第 3 条 教学 IR は、高等教育推進センター教学 IR 部門（以下、「教学 IR 部門」という。）が中心となり、国際総合科学群及び医学群に設置する教学 IR ワーキングと連携して実施する。

2 教学 IR 部門は、教学 IR 活動の全学的統括を担い、ワーキングは教学 IR 部門の指示のもと、データ収集・分析・学部・研究科等教育プログラムの教育改善の支援を担う。

(連携)

第 4 条 教学 IR 部門は、教育研究自己点検評価委員会、学部・研究科、DX 推進プロジェクト並びに ICT 推進委員会と連携し、教育の内部質保証の実質化を図る。

(所掌事務)

第 5 条 教学 IR 部門は、次の事務を所掌する。

- (1) 本学が実施する教学 IR の方針策定及び調査設計並びに解析計画の策定
- (2) 教学上の主要指標及び関連データの収集・整備・分析
- (3) 全学の学修成果の把握と評価及び可視化
- (4) 自己点検・評価責任者又は教育プログラム自己点検評価部会に対する分析レポートの提供、教育改善の支援
- (5) 全学的な学生・教職員調査の設計・実施及び結果の還元
- (6) 学外への情報公表（大学情報公開等）

(ワーキングの役割)

第 6 条 教学 IR ワーキングは、次の事務を所掌する。

- (1) 各学位プログラムにおける、教学関連データの収集・整理
- (2) 各学位プログラムにおける、学修成果の把握と評価及び可視化
- (3) 教学 IR 部門への報告及び協議

(4) その他、教学 IR 部門が必要と認める事項

(庶務)

第 7 条 本内規に関する庶務は、高等教育推進センター教学 IR 部門が行う。

(附則)

本内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。